

- 受動喫煙の防止が平成15年に健康増進法の「努力義務」とされてから10年以上経過したが、飲食店や職場等での受動喫煙は依然として多く（※）、「努力義務」としての取組みでは限界。
※飲食店では約4割、職場では約3割を超える非喫煙者が、受動喫煙に遭遇。
- ⇒ 国民の8割を超える非喫煙者を受動喫煙による健康被害から守るため、多数の者が利用する施設等の一定の場所での喫煙の禁止と、管理権原者への喫煙禁止場所の位置の掲示等を義務づける。

1. 喫煙禁止場所の範囲

- (1) 主として特に健康上の配慮を要する者が利用する施設（医療施設、小中高校等）は敷地内禁煙
- (2) 大学、老人福祉施設、体育館、官公庁施設、バス、タクシー等は屋内・車内禁煙（喫煙専用室設置も不可）
※体育館等の運動施設のうち、興行場法上の「興行場」にも該当するものは(3)に分類する。
- (3) 集会場、飲食店、事務所、鉄道等は屋内・車内禁煙としつつ喫煙専用室（省令で定める技術的基準に適合したもの）を設置可
※ただし、飲食店のうち、小規模（●m²以下）のバー、スナック等（主に酒類を提供するものに限る）は、喫煙禁止場所としない（管理権原者が喫煙を認める場合には、受動喫煙が生じうる旨の掲示と換気等の措置を義務付け）。

- 以下の場所は、喫煙禁止場所としない。

- ①個人の住宅、旅館・ホテルの客室、老人福祉施設の個室等
- ②たばこの小売販売業の許可を受けて主に喫煙の用に供する場所（いわゆるシガーバー、たばこの販売店）
- ③たばこの研究開発の用に供する場所
- ④演劇等の用に供する舞台の場所

2. 施設等の管理について権原を有する者等の責務

多数の者が利用する施設及び乗物の管理権原者等に対して、①喫煙禁止場所の位置等の掲示義務、②喫煙禁止場所における喫煙器具・設備（灰皿等）の設置の禁止義務、③喫煙禁止場所での喫煙者への喫煙の制止の努力義務 等の責務を課す。

3. 施設等の利用者の責務

施設等の利用者に対して、喫煙禁止場所における喫煙を禁止する。

4. 義務違反者に対する罰則の適用等

上記1～3の義務に違反した者に対し、都道府県知事等は勧告や命令等を行い、違反した場合には罰則（過料）を適用する。

5. 施行期日等

- (1) 施行日は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日（2019年9月のカービーワールドカップに間に合うよう）
- (2) 制度施行時に既に設置されている喫煙専用室について、施行後5年間、一定の基準を満たすものの存置を認める。
- (3) 施行後5年を目途に制度全般について検討を行う。

施設類型ごとの取扱い（各国比較）

未定稿

施設の類型	基本的な考え方 の案	カナダ (カナダ-パ-) 2010年冬季	英国 2012年夏季	ブラジル 2016年夏季	米国 (ニュ-ヨ-ク)	ロシア 2014年冬季	中国 (北京) 2008年夏季	フランス	ドイツ (デ-ルツ)	韓国 2018年冬季
小中高	敷地内禁煙					敷地内 禁煙		敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙
医療施設	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も <u>不可</u>)						屋内禁煙 (喫煙専用室 設置も <u>不可</u>)	屋内禁煙 (喫煙専用室 設置も <u>不可</u>)	屋内禁煙 (喫煙専用室 設置も <u>不可</u>)	屋内禁煙 (喫煙専用室 設置も <u>不可</u>)
大学、運動施設										
官公庁										
劇場等のサービス 業施設、 事務所（職場）										
ホテル、旅館 (客室を除く)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	屋内禁煙 (喫煙専用室 設置も <u>不可</u>)	屋内禁煙 (喫煙専用室 設置も <u>不可</u>)	屋内禁煙 (喫煙専用室 設置も <u>不可</u>)	屋内禁煙 (喫煙専用室 設置も <u>不可</u>)	屋内禁煙 (喫煙専用室 設置も <u>不可</u>)	屋内禁煙 (喫煙専用室 設置も <u>不可</u>)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室 設置可)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室 設置可)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室 設置可)
飲食店	食堂、 ラーメン店等									
	居酒屋等									
	バー、 スナック等	原則 屋内禁煙 (喫煙専用 室設置可) (●m ² 超)	喫煙専用 室が無くて も喫煙可 [注1](●m ² 以下)						喫煙専用室 が無くても 喫煙可 (75m ² 未満) [注2]	喫煙専用室 が無くても 喫煙可
バス、タクシー	車内禁煙 (喫煙専用室設置も <u>不可</u>)							車内禁煙 (喫煙専用室 設置も <u>不可</u>)	車内禁煙 (喫煙専用室 設置も <u>不可</u>)	車内禁煙 (喫煙専用室 設置も <u>不可</u>)
鉄道、船舶	原則車内禁煙 (喫煙専用室設置可)							原則 車内禁煙 (喫煙専用室 設置可)	原則 車内禁煙 (喫煙専用室 設置可)	原則 車内禁煙 (喫煙専用室 設置可)

[注1] 小規模 (●m²以下) のバー、スナック等（主に酒類を提供するものに限る）が該当。いわゆる居酒屋や、主に主食を提供する飲食店（食堂、ラーメン店等）は含まない。

また、店内で喫煙を認める場合には、受動喫煙が生じうる旨の掲示と換気等の措置を義務付ける。

※ 国によって、施設区分における対象外施設や例外を設けている。

[注2] 喫煙可であることの表示義務、18歳未満の者の立入禁止といった要件がある。